

FOR TOMORROW

しづや法人

申告納税は



表紙裏ページに行事日程があります!!

〈第40回法人会全国大会鹿児島大会・税制改正要望全国大会〉

—令和7年度税制改正への提言まとまる— —新年賀詞交歓会案内在中—

2024.12
No. **591**
令和6年

令和6年度納税表彰者のご紹介	3
事業ア・ラ・カルト(研修会・セミナー・部会事業等)	5
事業主の皆さまへ 源泉徴収票をe-Taxで提出すると…	8
部下の成長を導く、お薦めの質問	12
都税コーナー	14

法人会掲示板

12月・1月(2月)実施する主な事業

一般参加可能行事
地域・社会貢献活動

- 12月4日 税務相談会
- 12月4日 税について「書写、絵はがき、標語、作文」合同表彰式＜女性部会＞
- 12月7日 神南小学校租税教室 ＜青年部会＞
- 12月8日 フェスタ原宿（税金クイズ：第11ブロック）
- 12月9日 救急救命講習会 ＜青年部会＞
- 12月10日 第10ブロック施設見学会・役員会
- 12月11日 正副会長会
- 12月11日 令和6年度 第3回理事会
- 1月10日 令和7年新年賀詞交歓会
- 1月15日 税務相談会
- 1月30日 女性部会・青年部会合同賀詞交歓会
- 2月18日 常盤松小学校租税教室＜青年部会＞
- 2月18日 東京国税局所管法人セミナー＜源泉研究部会＞
- 2月19日 税務相談会

※事業については渋谷法人会ホームページでもご覧いただけます。

配布図書（税務資料）の訂正とお詫び

※今年度、会報と一緒に送りました税務資料について、訂正が発生しましたので、お詫びのうえ、訂正させていただきます。

- 2024.6・7 No.588 令和6年度 税制改正のあらまし 30頁
のいちばん下



3 G BizIDとの連携によるe-Taxの利便性の向上

適用時期

適用時期に誤りがございました。お詫びして以下のように訂正いたします。

【誤】 令和6年4月1日以後、G BizIDを用いてe-Taxにログインする場合に適用されます。

【正】 今後、関係法令等の改正が行われ、適用時期が明らかになる予定です。

- 2024.10・11 No.590
令和6年度
源泉所得税実務のポイント
28頁



【誤】

1 生前退職金と脂肪退職金

【正】

1 報酬を支払うとき

決算法人説明会のお知らせ

- 日時 令和7年1月29日(水)
午後1時30分～3時30分
場所 渋谷区立商工会館 2F 大研修室
- 日時 令和7年2月26日(水)
午後1時30分～3時30分
場所 渋谷区立商工会館 2F 大研修室

該当の会社は是非ご出席下さい。

該当の会社には、葉書でご案内差し上げます
その他の方は渋谷法人会HPでご確認下さい

令和6年度 納税表彰者のご紹介



式辞 渋谷税務署長 菅田 進氏



表彰状受彰 秋元 浩氏

令和6年度渋谷税務署長納税表彰式が11月14日(木)、午後3時30分より原宿東郷記念館で開かれ、約90名の参加者を前に税務行政運営に功労のあった方々が、受彰の栄に浴されました。

表彰状受彰：榊原一弘氏、秋元浩氏、海老澤希衣子氏、上田奏氏、屋代邦弘氏

感謝状受彰：山下夏澄氏、梅原秀一氏、佐藤正記氏、滝澄雄氏

渋谷税務署長表彰状



榊原 一弘氏
(理事)
(株)萬全社



秋元 浩氏
(理事)
(株)あきもと



海老澤 希衣子氏
(理事)
(株)コムス



上田 奏氏
(青年部会副部長)
(株)クワイエス



屋代 邦弘氏
(源泉研究部会世話人)
小田急電鉄(株)

渋谷税務署長感謝状



山下 夏澄氏
(青年部会副部長)
(有)ユニオン企画



梅原 秀一氏
(宇田川支部長)
(有)センター建物



佐藤 正記氏
(神宮前2丁目支部長)
原宿商事(株)



滝 澄雄氏
(神宮前4丁目支部長)
(株)iKat

11月7日(木)当会相談役・源泉研究部会副部長の小田急電鉄株式会社が、浜離宮朝日ホールに於いて東京国税局長感謝状(税務功労)を受彰されました。

また、11月28日(木)渋谷都税務所に於いて常任理事・第1ブロック長 新村 俊三氏が東京都渋谷都税務所長感謝状を受彰されました。

東京都渋谷都税務所長感謝状



新村 俊三氏
(常任理事)
(有)外勝酒店



東京国税局長表彰・感謝状受彰の方々



星屋国税局長(左)
小田急電鉄(株) 内海人事部長(右)

正しい税知識を学ぼう

「金利のある世界」が到来

新たな財政再建目標の策定を！

中小企業を中心として全国約70万社の会員企業で構成される「経営者の団体」「公益財団法人 全国法人会 総連合(略称：全法連)」は9月19日開催の理事会において「令和7年度税制改正に関する提言」を決議しました。新型コロナの世界的な流行が収束し、我が国における社会・経済活動もほぼ以前の状態に回復したと言えます。ただ、日本では100兆円規模とされる莫大なコロナ危機対応予算を計上したことで、国と地方を合わせた長期債務残高は、本年3月末で1,285兆円を突破しました。安定的な経済成長と日本経済の持続可能性を高めるためには、財政健全化に向けて財政規律を回復させることが重要です。本年3月、日本銀行は消費者物価の上昇などに対応してマイナス金利政策を解除し、17年ぶりに金利の引き上げに踏み切り、さらに7月には追加利上げも実施しました。「金利のある世界」への回帰を踏まえ、安定的な税・財政運営のために新たな財政再建目標の策定は急務であると考えます。また、地域経済や雇用の担い手である中小企業は、地域活性化の中心的な役割を担っています。地方創生を支える観点からも事業承継を含め、中小企業に対するきめ細かな税財政上の支援は欠かせません。

法人会の「令和7年度税制改正に関する提言」(概要)まとまる

I 税・財政改革のあり方

1、財政健全化に向けて

○本年6月から始まった定額減税は、企業や地方自治体に多大な事務負担を強いている。マイナンバーを活用するなどして給付対策を限定し、より高い政策効果を目指すべきであった。与党内では物価高などを背景に来年も継続するように求める声もあるが、政策効果が不透明で企業の事務負担が重い減税は継続すべきではない。

○こども・子育て政策(加速化プラン)として、2028年度までに年間3.6兆円の予算規模とする方針だが、この財源は社会保障の歳出改革や医療保険料に上乗せして徴収する「支援金制度」などで賄うとしているが、現役世代への実質的な隠れ増税と言える。政府は継続すべきではない。負担の議論から逃げず、消費税を含めた安定的な財源確保策を検討し、持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化の両立を目指すべきである。

2、企業への過度な保険料負担の抑制

○中小企業は物価高騰に直面する中で、最低賃金の大幅な引き上げや物価上昇を上回る賃上げが求められており、厳しい経営を強いられている。企業に対する過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

○配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は、就労調整が行われる一つの要因であり、人手不足に直面する中小企業にとって重要なテーマである。女性の就労を支援する政策を含め、税と社会保障の問題を一括して議論する必要がある。

3、行政改革の徹底

○行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず隼より始めよ」の精神に基づき自らがまず「隼より始めよ」の精神に基づき、率先して身を削らなければならない。

○今般の政治資金をめぐる問題については、多くの国会議員が法的な責任を免れるなど、国民の納税意識を著しく阻害するものとなった。国民の政治に対する不信感は極度に高まっていると厳しく認識し、政治資金規正法の不断の見直しなどに取り組み、政治資金に関する透明性の向上や使途の適正化、罰則の厳格化を図るべきである。

II 経済活性化と中小企業対策

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

○中小企業は地域経済の担い手であるだけでなく、日本経済の礎でもある。特に中小・零細企業は企業全体の9割以上、国内雇用の7割を占めている。そうした企業が将来にわたって存在感を発揮するためには活性化が不可欠である。

- (1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%の本則化、適用所得金額の引き上げ。
- (2) 「中小企業投資促進税制」、「少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置」の拡充、本則化。
- (3) 中小企業の事業負担軽減 等

2. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業の承継ができなくなれば、経済・社会の根幹が揺らぐことになる。

- (1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設。
- (2) 取引相場のない株式の評価の見直し
- (3) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実。

3. 消費税関係

政府は、軽減税率制度とインボイス制度について、国民や事業者への影響のほか、低所得者対策の効果等を検証する必要がある。問題があれば制度の是非を含めて見直しを求める。

- (1) インボイス制度は導入されたが、国は、引き続き、事業者には混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担を軽減するような環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。
- (2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

提言書の全文は、全法連ホームページに記載しておりますので、ご覧ください

<https://www.zenkokuhojinkai.or.jp>



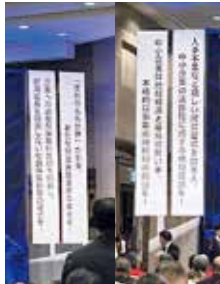
法人会 事業 アラカルト

第40回法人会全国大会鹿児島大会に参加

—令和7年度税制改正への提言を報告—

《提言内容は4頁に掲載》

法人会では、公平で健全な税制の実現を目指して、会員企業の意見や要望を反映しながら、税のあるべき姿や将来像を見据えて、毎年国に対し建設的な提言を行っており、今年は10月3日(木)鹿児島県鹿児島市の城山ホテル鹿児島において全国から約1,700名の企業経営者が参加し、第40回法人会全国大会鹿児島大会を開催し、「令和7年度税制改正に関する提言」の趣旨説明を行い、国及び地方自治体に強く要望することとした。



スローガン

令和7年度税制改正スローガン

- 「金利のある世界」が到来、新たな財政再建目標の策定を！
- 企業への過度な保険料負担を抑制し、経済成長を阻害しない社会保障制度の確率を！
- 人手不足など厳しい経営環境を踏まえ、中小企業の活性化に資する税制措置を！
- 中小企業は地域経済と雇用の担い手、本格的な事業承継税制の創設を！

税を考える週間協賛事業 渋谷区くみの広場(しぶやフェスタ2024)に参加

「税を考える週間」(11/11～11/17) 協賛行事の一環として、去る11月2日(土)、3日(日)の2日間、渋谷税務署管内税務関係五団体の一員として、渋谷区くみの広場(しぶやフェスタ2024)に参加。今年は初日は雨模様となり、人も芳しくなく、通常、1時間ちょっとで用意したパンジーの花と税金クイズが捌けてしまうものが、2時間半も掛かってしまった。



渋谷区くみの広場



パンジーの花詰め



雨の中ありがとうございます

2日目は好転に恵まれ、人手も多く、用意した花やクイズもすぐに捌けてしまった。

第14回親睦ゴルフコンペを開催

＜厚生委員会＞

去る9月12日(木)越生ゴルフクラブで、厚生委員会主催によるゴルフコンペを6年ぶりに開催した。久しぶりの開催のためか、参加者が以前と比べると少なかった。今後も会員間の親睦事業として開催していきたいと思っている。

優勝は、税理士の金森勝氏。参加者9名。



第14回親睦ゴルフコンペ



優勝：金森 勝氏

令和6年度第2回理事会を開催

去る9月18日(水)午後3時から、原宿東郷記念館において、今年度第2回理事会を開催した。

長島会長の挨拶に続き、7月に赴任された渋谷税務署菅田署長にまずご挨拶をいただき、続いて安部副署長、薮田副署長、他村副署長、出原第一統括官に自己紹介とご挨拶をいただき、議案審議に入った。

審議は新会員の承認、事業の経過報告をし、会員増強キャンペーンを始め、今後の事業の進め方を検討した。

その後渋谷税務署新幹部との名刺交換をした。



議案審議



長島会長挨拶



菅田署長挨拶



安部副署長挨拶



薮田副署長挨拶



他村副署長挨拶



出原第一統括官挨拶

所得税の定額減税を踏まえた年末調整説明会を開催

法人会では、11月11日(月)12日(火)の2日間、午前・午後のべ4回にわたり、今年6年から実施されている、所得税の定額減税について、年末調整にも影響が出てくる為、渋谷税務署法人課税第3部門の杉山審理担当上席を講師に迎え「所

事業に参加することがメリットにつながる

得税の定額減税を踏まえた年末調整説明会」を開催した。当日は渋谷税務署菅田署長と長島会長の挨拶に続き説明に入った。出席者は、11日午前42名・午後60名、12日午前42名午後47名だった。制度そのものは単純だが、様々なケースが出てくため、経理担当者の方々に大変な負担となることが予想されるため、総数191名の出席があった。



定額減税を踏まえた年末調整説明会



講師：杉山審理担当上席



菅田渋谷税務署長挨拶



長島会長挨拶

渋谷区内の3箇所の特養ホームを慰問

＜社会貢献委員会＞

社会貢献委員会では、渋谷区内の3箇所の特養老人ホームを慰問した。10月17日(水)に“けやきの苑西原”、11月7日(火)“あやめの苑代々木”、11月8日(水)“美竹の丘渋谷”を慰問、けやきの苑は村松芸能技塾の民謡&歌謡ショーで楽しんでいただき、あやめの苑と美竹の丘は、二期会21のオペラ歌手による童謡や、なじみ深い歌曲などのミニコンサートを開催した。



ムラマツ芸能技塾・けやきの苑西原



二期会21のオペラ・美竹の丘渋谷



入所者の方に花束を頂く・あやめの苑



名和社会貢献委員長挨拶

令和6年度簿記講習会終了！

9月6日(金)から開催していた令和6年度初級簿記講習会を10月25日(金)に無事終了した。通常4月～6月開催しているものを、今年度は事情により、秋の開催になったからか、受講者は3名だったが、受講された方全員に修了書を渡すことができた。



初級簿記講習会最終日

ブロックだより

全ブロックで税務講習会を開催！

法人会の各ブロックでは、例年税法改正についての講習会を、10～12月初旬にかけて開催している。今年は10月4日(水)から11月5日(金)までに11回、各ブロックの会場で開催した。

内容は令和6年度税制改正、電子帳簿保存法のポイント、キャッシュレス納付の3点について。講師は、税制改正についてを5人の審理担当調査官にそれぞれ2・3のブロックを担当していただき、電子帳簿保存法のポイントは出原法人第一統括官、キャッシュレス納付については、4ブロックを管理運営第2部門の山田統括官に担当していただき、他のブロックは出原統括官に担当していただいた。総出席者数は315名。各開催については別表の通り。

【写真：各講師 1・6・9・10ブロック】

講師：管理運営部門
山田第二統括官



講師
出原第一統括官



講師
三浦審理担当上席



講師
藤井審理担当上席



講師
小山審理担当調査官



講師
石川審理担当調査官



講師
原田審理担当調査官

令和6年度ブロック税務講習会開催一覧

ブロック	開催日	開催時間	開催会場	出席
4	10月4日(水)	10:30～12:00	渋谷法人会館	31名
9	10月7日(金)	10:00～11:30	全理連ビル会議室	50名
5	10月9日(月)	10:30～12:00	渋谷法人会館	16名
7	10月11日(木)	10:20～11:50	笹塚区民会館	18名
8	10月18日(木)	10:30～12:00	初台区民会館	20名
11	10月21日(水)	10:30～12:00	東郷神社 和楽殿	26名
3	10月22日(火)	10:30～12:00	渋谷区立商工会館	34名
6	10月24日(木)	10:30～12:00	代々木八幡区民施設	27名
2	10月29日(月)	10:30～12:00	西武信用金庫恵比寿支店	23名
1	10月31日(月)	10:30～12:00	リフレッシュ氷川	33名
10	11月5日(金)	10:30～12:00	千駄ヶ谷社会教育館	37名

この社会あなたの税がいきている



1ブロック税務講習会



6ブロック税務講習会



9ブロック税務講習会



10ブロック税務講習会

金王八幡例大祭に参加

第3ブロック（小林ブロック長）

第4ブロック（伊藤ブロック長）

金王八幡例大祭とは毎年9月の中旬の土日に開催される渋谷区最大の祭りで、今年は14日と15日に開催された。

法人会では、第3ブロックと第4ブロックが14日の土曜日の部に参加。第3ブロックは、金王八幡宮境内、第4ブロックは京王井の頭線渋谷駅ガード下で、渋谷税務署監修の“税金クイズ”に子供も大人も挑戦していただき、お菓子などの景品を提供し、法人会をアピールした。



14日金王八幡例大祭税金クイズ3B



金王八幡例大祭税金クイズ4B

千駄ヶ谷まつりに参加

第10ブロック（細川ブロック長）

去る10月6日(日)千駄ヶ谷まつりが鳩森小学校で開催され、渋谷法人会第10ブロックも参加した。昨年と同じくまだ、時間を短縮しての開催となったが、小学校での開催ということもあり、子どもが多く、税金クイズ、景品ともに好評で、閉会時間よりも早く終了してしまった。



千駄ヶ谷まつり税金クイズ

部会だより

ボケないための香活、アロマセミナーを開催

＜女性部会＞

9月9日(月)女性部会では、認知機能の低下の初期段階の一つとして、匂いがわからなくなるという症状があるとい

う。今回のセミナーは、単に香りを楽しむだけではなく、嗅覚刺激によって心と身体全体を癒そうということで、アロマセラピーインストラクターの渋谷純子氏を講師に迎え、“ボケないための香活”と題して、嗅覚状態のチェック方法と嗅覚のセルフケア法をレクチャーしていただいた。出席者19名。



アロマセミナー



講師：渋谷純子氏



北島部会長挨拶

ハロウィン後の渋谷駅前清掃活動に参加

＜青年部会＞

11月1日(金)の駅前清掃に参加した。この清掃は4月の「シブヤの日」同様、区だけではなく、区内の企業や団体の方々が参加し、ハロウィン後の清掃をするものでまず、区長の挨拶、推進委員会の方の説明後駅周辺に広がって清掃する。今回渋谷法人会青年部会からは4名が参加した。



渋谷駅前クリーンキャンペーン



青年部会スタッフ

小学生“税の絵はがきコンクール”受賞作品を展示

【女性部会】

女性部会主催により例年実施している、渋谷区内小学生“第13回税の絵はがきコンクール”で渋谷税務署長賞等の受賞作を、渋谷納税貯蓄組合連合会の“書写”“作文”、間税会主催の“税の標語コンクール”の受賞作と一緒に11月8日から11月13日までの6日間、桜丘町の大和田ホール『ギャラリー大和田』、11月18日から22日まで区役所に展示した。そして11月25日から12月6日まで渋谷税務署に展示しており、12月4日には“書写”“作文”、間税会主催の“税の標語と一緒に表彰式を渋谷税務署で開催する。また受賞者には賞状と賞品、及び参加賞を各小学校に後日届けた。



絵はがき展示（ギャラリー大和田）

みんなの力で法人会を大きく育てよう



インボイス制度に関するお知らせ

～消費税が記載された事業者間でやり取りされる請求書の制度～

インボイス発行事業者は**消費税の申告**が必要となります

基準期間の課税売上高が1,000万円以下の場合も申告が必要です

2 割 特 例



インボイス制度を機に、免税事業者からインボイス発行事業者となられた方には、売上金額を集計すれば、手軽に納税額が計算できる特例があります。

2割特例ページ



インボイス制度についての一般的なお問合せ先

インボイス
コールセンター **0120 - 205 - 553** (無料)
9:00～17:00 (土日祝日及び年末年始を除く)

国税庁HPの「インボイス制度に関する相談窓口一覧表」に、補助金、取引上のお悩み、経営など、内容に応じた各種ご相談先をまとめています。

相談窓口一覧表



補助金などの支援策について知りたい方へ



インボイス制度に対応した会計ソフトや受発注システム等のITツール導入を支援するIT導入補助金などの支援策があります。

中小企業庁
リーフレット



国税庁 (法人番号 7000012050002)

(令和6年4月)

電子納税、電子申告を活用しよう

インボイス制度について詳しく知りたい方へ



- 国税庁ＨＰの「[インボイス制度特設サイト](#)」に制度の概要、申請手続、申告手続、[令和6年度税制改正（帳簿記載事項の見直し）](#)に関する情報等を掲載しています。

インボイス制度
特設サイト



お問合せの多いご質問についてのコンテンツ



- 「インボイスの記載事項はどんなもの？」
「間違ったインボイスを買ったらどうしよう？」
こうしたご疑問をお持ちの方は、[「インボイス記載事項チェックシート」](#)や[「マンガでわかるインボイス記載事項」](#)をご覧ください。
- その他お問合せの多いご質問などについて、国税庁ＨＰで掲載しています。
また、主なものについては、[わかりやすく解説をした動画](#)も掲載しています。

インボイスの
記載に関する
コンテンツ



お問合せの多い
ご質問など



登録を受けるかお悩みの方へ



- インボイスを交付するためには、[インボイス発行事業者として登録を受ける必要があります。](#)
- [登録は任意のため](#)、売上先からインボイスを求められるかどうかなどご自身の事業実態に合わせて登録をご検討ください。
なお、消費者や免税事業者等である売上先は、[インボイスの保存を必要としません。](#)
- 登録のご検討に当たっては、[上記「インボイス制度特設サイト」に掲載している情報や、税務署で開催している各種説明会・登録要否相談会、オンライン税理士相談（中小企業庁委託事業）](#)などをご活用ください。

オンライン
税理士相談



仕事帰りの電車内で迷惑行為をしている 酔客に遭遇してしまったら

1. はじめに

みなさんは、電車内で酒に酔って他の乗客に絡んでいた者を見つけた場合にどのような行動を取りますか？直接注意をしますか？車内の非常通報装置を作動させますか？駅に着いてすぐに係員に通報しますか？それとも、見て見ぬふりですか？

今回は、善意で勇気を持って行動した方の話しです。

2. 事例の紹介

この方（A氏とします）は、ファミリーレストランで調理関係業務に従事していましたが、業務終了後、電車での帰宅途中に車内で泥酔している様子の者に出くわしました。この酔客は、乗り合わせていた女性客に対して不適切な振る舞いをしており（A氏の供述によれば、隣に座っていた女性客の携帯電話を取上げようとしたり、頻繁に顔を近づけるなどといった行為）、A氏は迷惑行為として目に余ると感じて注意をしました。ところが、A氏は、その酔客から左足を蹴られ、その後、その酔客を確保しようとホームに移動した後にもみ合いの喧嘩闘争となってしまいました。A氏は、救急車で病院に搬送され、精密検査の結果、「左下腿打撲傷、左胸部打撲傷、右手部打撲傷、左脛骨顆間隆起骨折、左膝関節打撲傷」（本件傷害）と診断され、その日から仕事も3ヶ月欠勤することとなってしまいました。

A氏は、通勤中の災害であると考えて、労働基準監督署長に対して、療養給付及び休業給付等の請求をしましたが、不支給となり、その後の審査請求も棄却されてしまいました。そこで、A氏は、各不支給処分の取消しを求めて裁判所に提訴しました。

ところが、裁判所もA氏の請求をいずれも棄却する判決を言い渡しました（東京地 判令和5年3月30日）。

A氏にとっては、善意で勇気を持って行動したにもかかわらず踏んだり蹴ったりという感じですが、このようなケースで、なぜ裁判所は通勤災害とは認めなかったのか詳しく見ていきたいと思います。

3. 通勤遂行性と通勤起因性

まず、被災労働者の負傷が「通勤による負傷」とであると認められるためには、いわゆる「通勤遂行性」が必要となりますが、この通勤遂行性が認められるためには、住居と就業の場所との間の往復が就業に関し合理的な経路及び方法により行われ、業務の性質を有せず、移動の逸脱又は中断のないことが必要とされています(労災保険法7条2項、3項)。つまり、住居と就業の場所との間の一般の往復経路上で発生した負傷であっても、通勤とは関係のない中断中又は中断後の負傷は通勤災害に当たらないということになります。

そして、本件では、裁判所は、A氏による酔客への注意行為や当該酔客による暴行は、A氏の通勤の機会に発生したものであるとしても、通勤との関連性は希薄であって、その態様、目的を踏まえても、通勤に通常付随するものとして全体として一連の通勤と評価することは困難といわざるを得ず、本件傷害の発生は原告の通勤の中断中ないし中断後にされたものと認めるのが相当であり、かかる認定判断は、原告の注意行為が善意によるものであったか否かによっても左右されないなどとして、本件傷害の発生については通勤遂行性の要件を欠くものと認めざるを得ないと判断しました。

4. 最後に

裁判所は、通勤のため公共交通機関を利用する際に、他の乗客に迷惑行為を行う者に注意を与えることが通勤行為に当たらないことは明らかであるし、また、経験則上、公共交通機関を利用する際に日常的に迷惑行為を行う者に遭遇するとまでは認め難く、他者が迷惑行為に遭遇しているのを現認した際の対応としても、直接注意を与えることのほかに、駅係員や警備員への通報や車内の非常通報装置の利用もあり得るところであるとも指摘しています。

もちろん、このようなケースではA氏は酔客に対して損害賠償請求を行うことは当然可能ですが、現実には相手方を特定して交渉を行ったり、訴訟提起を行うとなると、経済的に精神的にも結構な負担になります。結果としてこのようなことになってしまうのであれば、仕事帰りで自分も疲れているのだから当初から厄介なことには首を突っ込まない方よいなど考える人が出てきたとしても致し方ないということになってしまうのでしょうか。もし、自分の身内が被害にあっていても厄介なことには首を突っ込まない方がよいと考えますか。

みなさんはどう思いますか？

社会保険労務士
安藤 貴裕

部下の成長を導く、 お薦めの質問

産業カウンセラー

柏木 勇一

◆情報過剰社会に振り回されている現代社会が底流に

「実は今、ちょっと注意しただけで、いきなり『辞めさせてください』と言う若手社員がいて困惑しています。昔はこうではなかったはずなんですけどね」。部品製造業の製品企画部門課長職の40代Sさんから、若い世代対応について相談を受けた際の愚痴のような言葉に注目しました。Sさんの入社当時と比較した場合、現代の特徴は①技術の高度化・細分化による負担増、②働く人の多様化についていけない制度や文化、③人材流動性の高まりによる転職ハードルの低下、などがあげられます。SNS時代の特徴で、誰もがさまざまな情報に接する機会が増え、極論になりますが、振り回されていることが背景にあるでしょう。他者の評価を気にする人も増えています。ハラスメントの知識も普及し、ここでは上司が戸惑って若い部下との会話にも遠慮がちになっていることも指摘されています。カルチャーギャップ、と言えはそれまでですが、離職者が増える要因でもあります。どうすればいいか。上司と部下のコミュニケーション、ここでは上司側の考えと対応の仕方の変化が望まれています。

◆1対1でまず3つの問いかけを試みてみましょう

働き方や価値観の多様化に対しては、画一的なマネジメントではなく、部下一人ひとりの考え方を尊重するマネジメントが求められています。ハラスメントを過度に恐れて部下へのフィードバックの機会を逸してしまうことは好ましくありません。自己形成ができていない若者に対して必要なことは、上司による広い視野の提供です。例えば「今の悩みも5年後は大したことはないと思うよ」と教えられるのも上司です。1対1での対話が大事で、次の3つの質問で問いかけると信頼関係が築きやすいと言われています。

「仕事は順調ですか」・「キャリアは順調ですか」・「プライベートは順調ですか」業務の確認だけでなく、この3つを混ぜることで、部下は今やっていることからの成長、キャリアの目標ややりたいことに気づいて仕事への集中力につながる事が実証されています。離職したいという考えは遠ざかるはずです。

◆人や自然との多様な関係性も大切に

WB(ウェルビーイング)という言葉聞いたことがあると思います。定義づけることは好ましくありません。人が感じる良い点ととらえてください。人生の不安が少ない人の共通点は何だと思いますか。お金ではありません。お金がいくらあっても不安は消えません。その答えは、現代では「多様な関係性」と言われています。職場では同僚や上司との関係、そして自然との関係です。視野がゆったりと広がった感じがすると思います。それを認め合った上で、部下に①「今のあなたは10点満点で何点ですか?」、②「5年後は何点だと思いますか?」という質問をしてみてください。①は日本人の平均は6~7、欧米では8~9です。②は日本人も8点以上になります。成長を自覚し、将来に希望があることが、上司との語り合いで自覚できるという流れです。ギスギスしない対話をぜひ試みてください。上司も部下も情報に振り回されない余裕が必要です。

<参考>堤多可弘氏(産業医・精神科医)・石川善樹氏(予防医学者)のWEB研修と著書

【著者紹介】柏木勇一(かしわぎ・ゆういち) 大学卒業後、新聞社勤務を経て、現在EAP企業でカウンセラーとして活動。産業カウンセラー。家族相談士。交流分析士。

会員の増加は、会員のメリットに通じる

令和6年9月入会の新入会員をご紹介します（順不同／敬称略）

ブロック	法 人 名	代表者名	連絡先住所	電話番号	業 種
1	IDS(株)	芳崎 康雄	恵比寿4-9-15	5789-2666	健康食品卸売・小売
1	(有)FLIP HEART	内田 順子	恵比寿3-2-2-1002	6303-4225	サービス業
3	Stellars phere(株)	山田 勝	渋谷3-27-15		サービス業
8	(株)StH.MiToリノメンテ	加藤 紘一	初台2-4-20	5990-6300	建設業
9	(株)エムタッグ	竹内 量治	代々木2-10-4	6300-5514	建設業
9	(株)KO.SU.MA	増子 勝彦	代々木2-10-4	6300-5514	建設業
11	(株)由美プロ	福島 由美	神宮前5-12-4	6427-3220	サービス業・古物商(ジュエリー・コスメ)
区外	(株)Hana Plan	花村 幸栄	世田谷区代沢2-33-23	5778-0061	製造・卸・小売
区外	板倉弘至税理士事務所	板倉 弘至	千代田区神田神保町2-24	3264-7710	税理士業

※①ご入会時に会報に掲載しないとの意思表示のあった方は掲載しておりません。②携帯の番号は掲載しておりません。

令和6年10月入会の新入会員をご紹介します（順不同／敬称略）

ブロック	法 人 名	代表者名	連絡先住所	電話番号	業 種
1	エビス瓦工業(株)	齋藤 嘉伯	恵比寿4-3-5	3441-0216	粘土瓦・建築資材の販売
1	税理士法人TAX LAWYER	中村 徹	広尾1-13-1	6455-7682	税理士法人 サービス業
1	Management LABO 経営会計事務所	長田憲一郎	東1-2-23	6427-3402	会計事務所
2	マイシアター D.D(株)	三小田 翔	恵比寿南1-7-8	5720-5101	映像コンテンツのデジタル配給業務
2	維持専門パーソナルジムkeeep	松山 竜樹	恵比寿西2-17-8	6675-9140	生活関連サービス(フィットネスジム)
3	(株)小池酒店	小池 昌紀	渋谷3-25-10	3407-0863	酒類販売
4	合同会社エーイーデザインラボ	江川 景志	道玄坂1-10-8		設計
6	(株)タウ	小泉 佑介	西原3-32-6	6407-1902	卸業
7	(株)アースカラー	近藤 寛樹	幡ヶ谷1-8-3	6304-2920	卸売業
区外	(株)宮古デベロップメント	北村 友希	宮古島市平良字下里785		不動産(ホテル業)

※①ご入会時に会報に掲載しないとの意思表示のあった方は掲載しておりません。②携帯の番号は掲載しておりません。

コラム

貧乏神封じの七福神

間違った常識のひとつに「干支（えと）」がある。「2025年の干支は？」と問われると、多くの人は「へび」と答える（はず）。ブー！ なのだ。正解は「乙巳（きのと・み）」。明日からこう答えよう。

十干（じっかん）と十二支を組み合わせたのが「干支」である。十干は「甲乙丙…」と続く10種類。かつては学校の成績、いまでも果物などの等級で使われている。なお、乙が「きのと」であり、「おつ」である説明は省略。十二支はご存じ「子丑寅…」の12種類。この10と12の最小公倍数は60なので、「乙巳」は60年に1度やってくる。60年後も忘れずに…。余談だが、一画の漢字は2つのみ。「一」と「乙」だけである。知っていても損はない。

いろいろな数字が出たついでに「七福神」はどうだ。インド（大黒天、毘沙門天、弁財天）と中国（布袋、寿老人、福祿寿）、日本（恵比寿）など3か国の神様が集まったもの。

ある豪商の新築祝いに偉いお坊さんが招かれ、書を頼まれた。そこで、お坊さんは「ぐるりと家を取り巻く貧乏神」と書く。眉をひそめる豪商の主人。続けて「七福神は外に出られず」と書いた。いや、めでたいめでたい！

【筆者紹介】藤木順平（ふじぎ・じゅんぺい）フリーランスライター。日本笑い学会会員。

フリーランスライター
藤木順平

メールアドレスを登録しよう



～23区内に償却資産をお持ちの方へ～

1月は固定資産税(償却資産)の申告月です(23区内)

償却資産とは	会社や個人で、工場や商店などを経営している方が、事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等
申告が必要な方	令和7年1月1日現在、償却資産を所有している方
申告先	償却資産が所在する区にある都税事務所の償却資産班
申告期限	令和7年1月31日(金)

- ◆詳しくは、資産が所在する区にある都税事務所の償却資産班までお問い合わせください。
- ◆また、主税局ホームページにも詳しい内容を掲載していますので、ぜひご利用ください。
申告の手引きや各様式のダウンロード、
Q&Aや軽減制度に係る解説をご覧ください。

東京都主税局 償却資産

検索



償却資産の申告には、電子申告(eLTAX:エルタックス)もご利用できます



ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

エルタックス

検索



都税がスマホ決済アプリで納付できます

- おうちで今、納付できます！
- スマートフォン決済アプリの「請求書の支払いサービス」で
納付書のバーコードを読み取るだけで納付ができます。
- 手数料はかかりません。

利用できるアプリ



- 注意事項**
- 領収証書は発行されません。
 - 納付手続完了後に納付を取り消すことはできません。
 - バーコードのない納付書や汚損によりバーコードが読み取れない納付書はお使いいただけません。
主税局HPで詳細をご確認の上、ご利用ください。

※地方税統一QRコード(eL-QR)のある納付書については、スマートフォン決済アプリでeL-QRを読み取ることも納付できます。
利用できるスマートフォン決済アプリは地方税共同機構HPをご覧ください。(QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。)

eLTAX電子納税が大変便利です

オフィスや自宅で今、法人都民税などを納付できます！！

○インターネットを通じて全国の地方公共団体へ一括して納付可能

様々な納付方法をご利用いただけます！！

- ペイジー納付(インターネットバンキング、ATMから納付)
- クレジットカード納付
- ダイレクト納付(事前に登録した口座から税額を引き落として納付)



eLTAXホームページ



詳しくはホームページをご覧ください。 eLTAXホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp/>)

都税の納付はキャッシュレスで

1月のeLTAX運用日時のお知らせ

東京都では、eLTAX（地方税ポータルシステム）を利用した電子申告等の受付を行っています。対象税目は以下のとおりです。休日でもeLTAXをお使いいただける日がございます。1月は固定資産税（償却資産）の申告月ですので、ぜひ電子申告をご利用ください！

<対象税目>

法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税・法人都民税、23区内の事業所税、23区内の固定資産税（償却資産）、都民税利子割・都民税配当割・都民税株式等譲渡所得割、都たばこ税、ゴルフ場利用税、宿泊税、軽油引取税

<利用手続についてのお問合せ>

eLTAXの利用開始や具体的な利用方法等に関する詳細については、eLTAXホームページをご覧ください。

なお、eLTAXのご利用に際して、ご不明な点等がございましたら、eLTAXホームページの「よくあるご質問」をご覧ください。

【eLTAX ホームページ】
<https://www.eltax.lta.go.jp/>

エルタックス

検索



<eLTAX 1月の運用日時>

(eLTAXホームページから引用)

電子申告システム運転時間：● 0:00～24:00 ● 8:30～24:00 × 休止中

1月						
月	火	水	木	金	土	日
		1 ×	2 ×	3 ×	4 ●	5 ●
6 ●	7 ●	8 ●	9 ●	10 ●	11 ●	12 ●
13 ●	14 ●	15 ●	16 ●	17 ●	18 ●	19 ●
20 ●	21 ●	22 ●	23 ●	24 ●	25 ●	26 ●
27 ●	28 ●	29 ●	30 ●	31 ●		

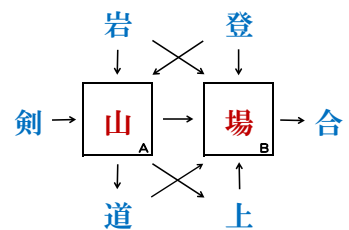
(参考) 【通常利用時間】

8時30分～24時

(土・日・休日、年末年始12/29～1/3を除く)

しゅば法人No.590
パズル・熟語づくり●解答

解答 A 山 B 場



●当選者

しゅば法人No.590の“パズル・熟語づくり”にご応募いただきありがとうございます。

道玄坂 村上様
 上原 佐伯様
 富ヶ谷 下岡様
 広尾 萩原様
 恵比寿西 板橋様

<申告内容や納税についてのお問合せ>

【納税】 所管都税事務所の徴収管理班

【申告、申請・届出】 所管都税事務所の各税目担当班

●国税の電子申告・電子納税等については、e-Taxホームページ（<https://www.e-tax.nta.go.jp/>）をご覧ください。

正解者の中から抽選で
5名の方にクオカード1000円分
をプレゼント！

応募方法

郵便はがき：〒150-0045 渋谷区神泉町9-10
 公益社団法人 渋谷法人会事務局
 e-mail : info.shibuya@tohoren.or.jp
 FAX : 3461-0180まで

①クイズの答え○+○=(答え) ②郵便番号 ③送付先 ④氏名 ⑤法人名 ⑥連絡先電話番号を明記の上、お送り下さい。なお締め切りは、令和6年12月25日(水)〈消印有効〉とさせていただきます。また応募はお1人様1通限りとさせていただきます。ご応募お待ちしております。当選者は次号発表いたします。

※数独パズルと熟語パズルを交互に掲載いたします。

パズル・数独

問題

1			7	9				6
		6				8		
	2						4	
	6					1		
3				1				7
		4					5	
	5						6	
		8				9		
4				5	8			3

$$\square + \square = \square$$

縦9列、横9列すべてに1～9までの数字が一つずつ入ります。太線で囲まれた3×3のブロックにも、1～9までの数字が一つずつ入ります。

□の2マスに入る数字を足すといくつ？

法人会福利厚生制度のメリットをご存じですか？

現在、個別扱にて、アフラックの保険^(※1)にご契約の方は、

保険料が割安な法人会扱(以下、集団扱)へ変更ができます！

例えば、40歳の時にご契約した
スーパーがん保険^(※2)を
この機会に集団扱にすると^(※3)...



保障はそのまま！

集団扱

集団扱への変更は
早い方がお得！

月払

4,480円

月々300円割安！

年間では**3,600円**もお得！

2024年1月現在

- 1 **簡単な手続き**で変更ができます。
- 2 **担当代理店の変更はありません。**
- 3 **保障内容の変更はありません。**

(※1)対象となる保険種類は、がん保険、医療保険、就労所得保障保険、しっかり頼れる介護保険、GIFT、定期保険が対象です。

(※2)＜すでにご契約のがん保険の例＞スーパーがん保険(1口) 保険料払込期間:終身 契約年齢40歳/主たる被保険者が男性の場合/契約種類:家族契約

(※3)あくまでも、一例であり、必ずしも記載の例と同等の保険料が適用されるわけではありません。(ご契約いただいた時期や、ご契約いただいている保険商品によって異なります)

今すぐ、下記までお問い合わせください！

Aflac アフラック

〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル

法人会用フリーダイヤル

0120-876-505

しぶや法人 第591号／令和6年12月1日発行(隔月1回1日発行)

発行人 長島 祐司 発行所 渋谷区神泉町9-10 公益社団法人 渋谷法人会 TEL 03-3461-0758 FAX 03-3461-0180
URL: <https://www.tohoren.or.jp/shibuya/> (会員の購読料は会費に含まれています。)